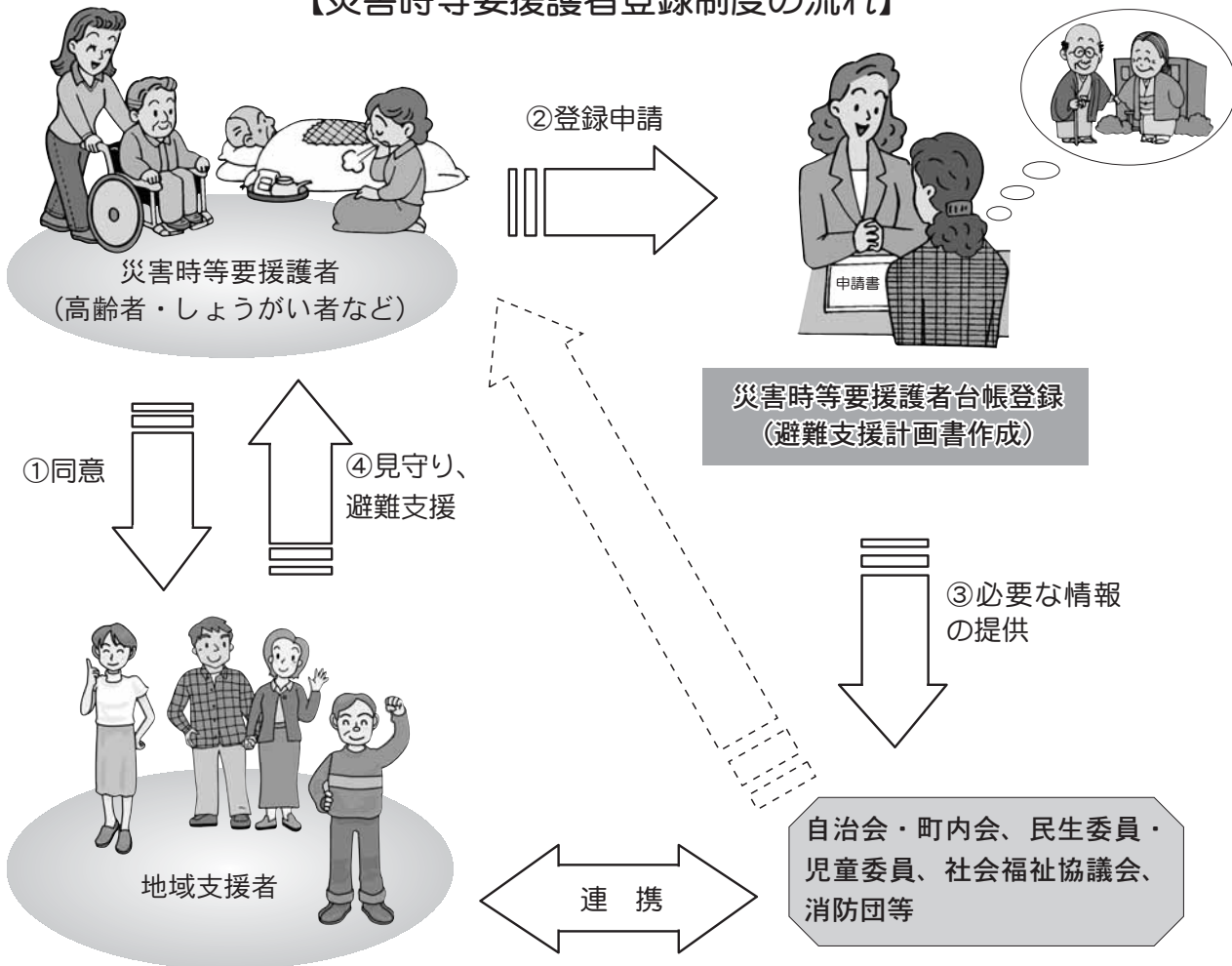


## 【災害時等要援護者登録制度の流れ】



- ①ご近所の方で、避難支援等をしてくれる方（地域支援者）を2名選んでいただき、その方に台帳等に載せることの同意を得ます。
- ②町（総務課または健康福祉課）へ「災害時等要援護者登録申請書兼登録台帳」を提出します。原則として本人申請となりますが、本人の身体状況などにより申請が困難な場合は、ご家族などによる代理申請もできます。
- ③地域支援者や自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団等に支援に必要な要援護者の情報を提供します。
- ④地域支援者の協力により見守りや避難支援を行っていただきますが、地域支援者だけでは避難支援を行えない場合や地域支援者が災害により被災した場合は、必要に応じて自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団等に避難支援の協力を求めます。

登録すれば必ず支援してもらえるの？

災害は、いつどのような形で起こるか分かりません。大規模な災害が発生した場合、救助までに相当の時間がかかる場合があります。また、地域支援者も被災者となる場合もあることから、この制度に登録することで、災害時等の支援が必ず約束されるというものではないことをご理解ください。

このため、支援を希望する方自身も、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持って、家具の転倒防止など住まいの安全な環境をつくるとともに、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけてください。

### 申請・問合せ

総務課 総務・防災グループ  
 ☎ 22 25 11 ・ FAX 22 20 26  
 健康福祉課 福祉グループ  
 ☎ 25 45 56 ・ FAX 25 35 86